

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料の見直しについて～

■保険料が変わりました

被保険者（75歳以上のかた）の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直しています。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割

（被保険者が等しく負担）
（年額）51,472円
（3,763円増）



●所得割

（被保険者の所得に応じて負担）
10.52%
（0.09ポイント減）



●賦課限度額

（1年間の保険料の上限額）
57万円
（2万円増）



【1人あたりの額】	+	【被保険者本人の所得に応じた額】 （平成25年中の所得－33万円）×10.52%	=	【1年間の保険料】 （100円未満切り捨て）
-----------	---	---	---	---------------------------

◆保険料の計算方法（平成26年度）

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

■保険料の軽減

次の①～③に当てはまる被保険者のかたは、保険料が軽減されます。
（平成26年度から2割・5割軽減の範囲が拡大されました）

①均等割の軽減（世帯の所得）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 （年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	9割軽減
33万円	8.5割軽減
33万円＋（24万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（45万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。



②所得割の軽減（被保険者個人の所得）

所得が次の金額以下のかた	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下のかた	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だったかたの軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンのかたが加入している健康保険）の被扶養者だったかたは、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

＝お問い合わせ先＝

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

和寒町役場
住民課保険医療係
電話 32-2422